第明治三十五種郵便物認可

平成２９年（フ）第２１６号
長崎県長崎市川平町1191番地５　コアマンション長崎ガーデンヒルズ102号
破産者　石田　　亨
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６３号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目30番16号　内野ハイツ303号
破産者　木原　美智
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘２丁目18番地25　サンライズ03　201号
破産者　樋園　竜馬
１　決定年月日　平成30年２月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第２３号
北海道虻田郡京極町字三崎77番地１　パイオニアフーズ男子寮
破産者　日根野谷義幸
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩内支部

平成２９年（フ）第２３６号
北海道雨竜郡北竜町字和12番地20
破産者　杉本　　透
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５４号
北海道旭川市９条通19丁目2406番地の１　ＮＮマンションＣ棟２号室
破産者　中田まさみ
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５９号
山形市北町４丁目４番17号
破産者　安孫子由美子
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９９５号
横浜市港北区下田町５丁目７番１―207号
破産者　戸塚　賢一
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３４号
横浜市港北区岸根町491番地26　寿荘101号
破産者　笠松　祐人
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７３５号
神奈川県大和市桜森２丁目11番４―704号
破産者　平山　　晴
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６２０号
横浜市南区宿町３丁目55番地５　ヴェール・モリ302号
破産者　樋川　　進
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９３号
川崎市多摩区東生田４丁目８番20号
破産者　中村　　哲
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第７６号
新潟県長岡市渡場町２番３号　タウンハイツ江陽201号室、前住所福島県耶麻郡猪苗代町大字磐根字佐賀地2556番地
破産者　中山　一德
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第４３０号
静岡県浜松市中区富塚町534番地の18コーポ兎坂201
破産者　相曾　太郎
法定代理人成年後見人　矢島　真一
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第２１９号
静岡県浜松市東区宮竹町741番地の５　フラッツＩＴＯ　202
破産者　鈴木　茂男
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３２０号
静岡県浜松市浜北区貴布祢2169番地
破産者　大石　千晴
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４０号
福岡県八女郡広川町大字水原654番地３
破産者　永野　一彦
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第２８号
熊本市東区戸島西５―５―６―２　横山成行方、住民票上の住所熊本県天草郡苓北町志岐30番地
破産者　横山　森茂
１　決定年月日　平成30年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部